

コンプライアンス推進委員会規程  
一般社団法人日本障害者カヌー協会

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会（以下「本協会」という。）コンプライアンス規程第3章7条に基づき、コンプライアンス推進委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営に関し必要なことを定める。

(定義)

第2条

本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「法令等」とは、日本国法令、本協会の定款、諸規程類及び当該加盟団体定款、規約、規程類、それらに付随する諸規則並びに社会規範、倫理規範等をいう。
- (2)「コンプライアンス」とは、法令等の遵守をいう。
- (3)「違反行為」とは、コンプライアンスに違反する行為をいう。

(審議・所轄事項)

第3条

コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）は、理事会の直属機関としてこれを設置する。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項
- (2) コンプライアンスに係る啓発および教育研修
- (3) 違反行為事案の調査および再発防止策の策定と実施
- (4) 通報・相談窓口に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進に関する必要な事項

(委員)

第4条

委員は、理事会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員（以下「委員」という。）により構成する。

委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名～2名
- (3) 委員

(委員の選任)

#### 第5条

- (1) 委員長は委員の互選により選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (2) 委員は、理事会の承認を経て会長が任命する。
- (3) 理事会から選任された者及び学識経験者を委員として選任しなければならない。
- (4) 委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置することとする。

(任期)

#### 第6条

- (1) 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会の理事の任期と同じく終了する。ただし再任は妨げない。
- (2) 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会)

#### 第7条

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる
- (2) 本委員会は委員の過半数の出席により成立し、その決議は出席委員の過半数の賛成によって決する。可否同数の時は、議長の決するところによる。なお、電磁的記録を通じて行う委員会においても同様とする。
- (3) 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (4) 委員会は、1年に1回開催することとする。ただし、以下のいずれかの場合にあっては、委員長の決定により随時開催ができるものとする。
  - ① 委員長が必要と認めた場合。
  - ② 委員から委員会の開催の求めがあった場合。
- (5) 委員長は、前項の委員会の閉会后、速やかに当該議事の内容を理事会に報告するものとする。

(通報)

#### 第8条

- (1) 本協会コンプライアンス規程第2章第6条に規程されているとおり、全ての役員及び会員は、コンプライアンス規程第5条第2項の行為を行う、又は行うおそれのある者を発見したときは、速やかにその旨を通報するものとする。
- (2) 前項の通報先、通報の方法は会長あるいは総務経理担当者にその内容を通報する。また、通報者は一切の不利益な扱いを受けることを禁止する。

(事実関係の調査)

#### 第9条

- (1) 本委員会は、適用者等から前条の違反行為等の通報があったとき及び自ら前条の違反行為等を認識したときにおいて、必要があると認めた場合には、直ちに事実関係を調査することができる。
- (2) 違反行為等の調査にあたっては通報者に迷惑が及ばないように十分配慮しなくてはならない。

(調査への協力)

#### 第10条

- (1) 前条の調査に当たり、適用者が委員会から協力を求められた場合は、協力しなくてはならない。
- (2) 本委員会は、前条の調査に当たり、適用者への記録媒体等の資料開示を求めることができ、開示を求められた者は開示に応じなくてはならない。

(理事会への報告)

#### 第11条

- (1) 本委員会は、調査の結果、違反行為等が行われたことを認めたときは、次の事項を直ちに理事会に報告しなければならない。
- (2) 本協会が前項のため必要があると認めた場合には理事会の開催を請求することができる。
  - ① 違反行為等の具体的内容
  - ② 違反行為等が行われた背景、事情
- (3) その他法令等の違反に関すること

#### 第12条

本規程の改廃は、本委員長が発議し、理事会の決議によって決定する。

附則

本規程は、2021年12月1日から施行する。